

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五十七号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「給料の」を「退職の日におけるその者の給料の」に、「以下同じ」を「以下「退職日給料月額」という」に改め、同条第二項中「傷病とする。」の下に「以下の項、」を加え、「第五条第一項」を「第五条第一項第四号」に改め、「よらず」の下に「、かつ、第八条の三第十項に規定する認定を受けないで」を加え、「を含む」を「及び傷病によらず、地方公務員法第二十八条第一項第一号から第三号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第六条の四第四項において「自己都合等退職者」という」に、「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者（同法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- 二 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- 三 その者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で任命権者が知事の承認を得たもの

四 第八条の三第十項に規定する認定（同条第一項第一号に係るものに限る。）を受けて同条第十三項に規定する退職すべき期日に退職した者
第四条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百二十五
 - 二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百三十七・五
 - 三 十六年以上二十四年以下の期間については、一年につき百分の二百
- 第五条の見出し中「整理退職等」を「二十五年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条

第一項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 二十五年以上勤続し、地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者（同法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- 二 地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定による免職の処分を受けて退職した者
- 三 第八条の三十項に規定する認定（同条第一項第二号に係るものに限る。）を受けて同条第十三項に規定する退職すべき期日に退職した者
- 四 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- 五 二十五年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- 六 二十五年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で任命権者が知事の承認を得たもの
- 七 二十五年以上勤続し、第八条の三十項に規定する認定（同条第一項第一号に係るものに限る。）を受けて同条第十三項に規定する退職すべき期日に退職した者

第五条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十
- 二 十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の百六十五
- 三 二十六年以上三十四年以下の期間については、一年につき百分の百八十
- 四 三十五年以上の期間については、一年につき百分の百五

第五条の三第一項中「第五条第一項に規定する者（二十五年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものを除く。）」を「第四条第一項第四号及び第五条第一項（第一号及び第五号を除く。）に規定する者」に、「二十五年以上で」を「二十年以上で」に、「十年」を「十五年」に、「同項」を「第四条第一項、第五条第一項」に改め、同項の表第五条第一項の項中「第五条第一項」を「第四条第一項及び第五条第一項」に、「退職日給料月額に応じて百分の二を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」を「百分の三（その年数が一年である者にあつては、百分の二）」に改め、同表第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第二項第二号の項中「特定減額前給料月額に応じて百分の二を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」を「百分の三（その年数が一年である者にあつては、百分の二）」に改め、同条第二項中「第五条第一項に規定する者（職制若しくは定

数の改廃又は予算の減少のため、廃職又は過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの」を「第五条第一項第二号及び第三号に規定する者（同項第三号に規定する者にあつては、第八条の三第一項第二号に掲げる募集のうち職制の改廃を円滑に実施することを目的として行つたものに係る同条第十項に規定する認定を受けて退職した者」に、「同項」を「第五条第一項」に改め、同項の表中「十年を超える者にあつては十年」を「その年数が十五年を超える者にあつては、十五年」に改める。

第五条の五を次のように改める。

（退職の理由の記録）

第五条の五 任命権者は、職員がその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した場合には、人事委員会規則で定めるところにより、当該理由について記録を作成しなければならない。

第六条の三の表第六条の部退職日給料月額ノ項中「退職日給料月額に応じて百分の二を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」を「百分の三（その年数が一年である者にあつては、百分の二）」に改め、同表第六条の二の部同項第二号ロの項中「適用する同項第二号ロ」を「適用する第五条の二第二項第二号ロ」に改め、同部同項の項中「同条」を「第五条の三第一項」に、「適用する同項」を「適用する第五条の二第一項」に改め、同表第六条の二第一号の部及び第六条の二第二号の部中「特定減額前給料月額に応じて百分の二を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」を「百分の三（その年数が一年である者にあつては、百分の二）」に改める。

第六条の四第四項第一号中「自己都合退職者（第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）」を「自己都合等退職者」に改め、同項第二号から第五号までの規定中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

第八条第二項中「第五十五条」を「第八条第三項」に改める。

第二章中第八条の二の次に次の一条を加える。

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第八条の三 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

- 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から十五年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
- 二 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集

2 任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、次に掲げる事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

一 前項各号の別

二 第十項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間

三 募集をする人数

四 募集の期間の開始及び終了の年月日時

五 募集の対象となるべき職員の範囲

六 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨

七 第八項の規定による応募又は応募の取下げに係る手続

八 第十一項の規定による通知の予定時期

九 第六項に規定する時点で募集の期間が満了するものときは、その旨及び同項に規定する応募上限数

十 募集に関する問合せを受けるための連絡先

十一 その他募集に関し人事委員会規則で定める必要な事項

3 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があるときは、募集の期間を延長することができる。

4 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

5 任命権者は、募集の対象となるべき職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に一を加えた人数以上となるようにして募集を行わなければならない。ただし、第一項第二号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。

6 任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに第八項の規定による応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、当該応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。

7 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

8 次に掲げる者以外の職員は、人事委員会規則で定めるところにより、募集の期間中い

つでも応募し、第十三項に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

一 第二条第二項の規定により職員とみなされる者

二 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者

三 第二項第二号に規定する退職すべき期日又は同号に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者

四 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

9 前項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、任命権者は、職員に対しこれらを強制してはならない。

10 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第二項第三号に掲げる募集をする人数を超える場合であつて、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

一 応募が募集実施要項又は第八項の規定に適合しない場合

二 応募者が応募をした後地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分（第八項第四号に規定する場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合

三 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

四 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

11 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、人事委員会規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。

12 任命権者は、募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、人事委員会規則で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

13 任命権者は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた応募者（以下この条において「認定応募者」という。）が募集実施要項に記載された退職すべき期日又は前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日（この項の規定により繰り上げられ、又は繰り下げられた退職すべき期日を含む。以下この条において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、人事委員会規則で定めるところにより、退職すべき期日の繰り上げ又は繰り下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

14 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、人事委員会規則で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。

15 認定応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

一 第十二条第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 第十九条第一項又は第二項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。

三 退職すべき期日が到来するまでに退職し、又は退職すべき期日に退職しなかつたとき（前二号に掲げるときを除く。）。

四 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び第八項第四号に規定する場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。

五 第八項の規定により応募を取り下げたとき。

16 任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、人事委員会規則で定めるところにより、募集実施要項（第十項に規定する方法を周知した場合にあつては、当該方法を含む。）及び認定応募者の数を公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（平成二十五年度における特例）

2 この条例の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間、改正後の職員の退職手

当に関する条例第八条の三第二項に規定する募集実施要項に記載する退職すべき期日（退職すべき期間を記載する場合にあつては、その末日）を同月三十一日以前とする同条第一項の規定による募集についての同項第一号の規定の適用については、同号中「である」とあるのは、「又は勤続期間が二十年以上である」とする。